

## 新規参入就農者の農地確保において調整主体が果たす役割

47-096782 東 淳司

指導教員 山路 永司教授

修了年月 2011年3月予定

キーワード：新規就農、就農政策、農地流動化、農地保有合理化事業

### 1. 研究の背景

農業外から新たに農業に入ってくる「新規就農者」が近年増加しており、新規就農者数は、2008年度は約6万人となった。その中でも、農家出身でない新規参入就農者数も増加しており、2008年度は約2千人である。

全国新規就農相談センター（2007）の調査結果によると、新規参入就農者が就農時に苦勞したこととして、最も多く回答があったのが、「農地の確保」である。一方で、耕作放棄は増加しており、2005年には、埼玉県の面積に相当する38.6万haとなっている。

以上のように、耕作放棄されている農地があるにも関わらず、新規参入就農者は農地の確保に苦勞している。農地取引は自発的な取引に任せておいても、狭い範囲の少数の取引相手の信頼関係に基づいた取引しか行われていない（福田, 2002）。そこで、各行政機関は農地確保支援策を講じているが、事態の解決に大きな進展は見られていない。

### 2. 先行研究

内山（1999）は、新規参入者の信用基盤が重要であると指摘し、地域農業者との交流、不動産取得、一定期間居住が必要であることを示した。江川（2005）は、農業参入と地域参入のセット化の重要性を説いている。澤田（2003）の事例では、過疎・耕作放棄対策に悩む中山間地域における就農支援の実例を示している。これらの新規参入者の就農支援の研究において、農地確保に関して詳しく見たものがないので、本研究では農地確保支援の実態を明らかにする。

### 3. 目的

本研究の目的は、閉鎖的な市場である農地市場において、新規参入就農者が農地確保するために、調整主体が果たす役割を明らかにすることである。

### 4. 対象と方法

本研究は、静岡県伊豆の国市のJ A伊豆の国管轄地域を対象とする。当地域における新規参入就農者とそれを

支援する主体にインタビューをする。研究の方法は、文献調査とインタビューである。

まず、対象事例地と新規就農支援制度に関する文献を調査し、対象事例地における新規参入就農者の農地確保支援度の概要を把握する。次に、対象事例地における新規参入就農者とそれを支援する主体にインタビュー調査を行い、農地確保の際に調整主体が果たしている役割を明らかにする。インタビューを行った主体は以下の4つである。

①静岡県経済産業部 農林業局農業振興課

②J A伊豆の国 営農事業部

③研修受入農家

④新規参入就農者

以上が、本研究の対象と方法である。

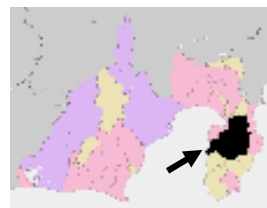


図1 J A伊豆の国管轄地域

### 5. 結果と考察

静岡県では「がんばる新農業人支援事業」と称し、他産業から農業を志す青年を募集し、先進的な農業経営者の元で1年間研修させ、研修後に受け入れ地域での自立就農を支援している。事例対象地域では、就農作目を現在ミニトマト・イチゴ・ワサビに限定している。また、この制度が始まった2004年から、農地確保できなかった例はなく、当制度で2010年までにミニトマト8農家、イチゴ3農家、ワサビ1農家が就農し、2011年1月現在で離農者はいない。就農時の年齢は35歳前後である。これら施設園芸は露地野菜・稲作に比べて、初期に必要な農地が20a前後と少ないが、ハウスなどの施設にかかる初期投資額は2,000万円と高い。

当地域において、新規就農者の農地確保は農地保有合理化事業の貸借契約で行われていた。各主体の働きは以下のものであった。

## 静岡県経済産業部 農林業局農業振興課

県は、農業振興公社に事業運営を委託し、各地域に地域受入連絡会（構成員：研修受入農家、市町、市町農業委員会、JA、農林事務所）を設置し、就農支援を行っている。

### JA 伊豆の国

JA は、就農計画作成支援・パート斡旋・共販など多岐に渡り就農者を支援している。農地確保に関しては、JA 伊豆の国が農地保有合理化法人となり、貸借契約・地代授受の仲介をすることで地代授受の信頼性付与に貢献している。

### 研修受入農家

インタビューはミニトマトとイチゴの研修受入をしている 2 農家に対して行った。ミニトマト栽培には、日当たりがよく、比較的地下水位の低い農地が求められる。地元の農地・地主を把握している研修受入農家が、必要な農地の 2 倍程の面積の地主に声をかけて農地確保をしている。増反のために就農地は隣接を避けている。以前から存在する地元地主との信頼関係を維持するために、借り過ぎた農地が発生した場合は、研修受入農家が中間保有している。イチゴ栽培は、風被害の少ない農地で、深井戸か水道のきれいな水源の利用が求められる。研修受入農家が水道台帳を利用して農地を探し、農地候補がある集落の有力者に声をかける。研修生が少ないこともあり、農地の中間保有は発生していない。

### 新規就農者

インタビューはミニトマト就農の 3 農家とイチゴ就農の 2 農家に対して行った。農地の条件は良いが、もし地下水の高さや風被害で問題がある場合は、暗渠敷設や防風対策をすることで克服している。農地の貸し手である地主とは、貸借契約をするまで直接会うことがなく、研修農家と JA の調整に任せている。また、ミニトマト・イチゴの摘果時にパートタイム労働者を雇っており、ここで地域との交流が生まれ、そのつながりで新規農地を確保することもある。

以上が各主体の働きであり、その関係は図 2 に示した通りである。

当地域では、JA と研修受入農家が農地確保の調整主体になっている。円滑な農地確保と研修期間の短縮により、農業収入獲得の早期化を実現しており、これが初期費用の高さへの対策につながっていると考えられる。また、短期間に必要農地面積を確保するため、多くの地主

に貸借依頼をし、中間保有が発生している。これは計画されたものではなく、本来中間保有機能が期待される農業法人である JA 伊豆の国ではなく、研修受入農家がこの機能を発揮している。また、その費用年間 30～40 万円は研修受入農家が負担しており、今後、誰がこの費用を負担するのかが問題になる。

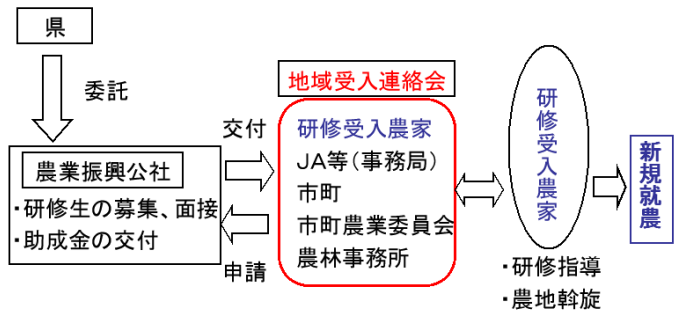


図2 がんばる新農業人支援事業フロー図

## 6. 本研究の成果

本研究の対象事例地において、農地貸借の調整主体である研修受入農家と JA 伊豆の国が果たしてきた役割は以下の 4 点にまとめられる。

- ①作目に適した条件のよい農地の選定
- ②地主からの信頼を得ることによる農地の斡旋
- ③農地保有合理化事業による地代授受の信頼性付与
- ④借入農地の中間保有による継続した貸借基盤の維持

以上の 4 つの組み合わせにより、円滑な農地確保を実現し、研修期間の短縮と併せて、農業収入獲得を早期化し、初期費用の高さへの対策としている。

## 引用文献

- 1) 内山智裕 (1999) 「農外からの新規参入の定着過程に関する考察」『農業経済研究』70 巻 4 号
- 2) 江川章 (2005) 「新規参入者の動向とその育成支援」『農業法研究』40
- 3) 澤田守 (2003) 『就農ルートの多様化と人材育成』農林統計協会
- 4) 福田 晋 (2002) 「農地用役市場の特質と取引のあり方に関する考察」『土地と農業』Vol. 34 全国農地保有合理化協会
- 5) 全国新規就農相談センター (2007) 『新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査結果—平成 18 年度—』